

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

事業名 医療的ケア児支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 保育支援係

電話番号：058-272-1111(内3536)

E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 86,000 千円 (前年度予算額： 65,650 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|-----|-----|-----|---------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 入 収 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 65,650 | 50,532 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15,118 |
| 要求額 | 86,000 | 68,174 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17,826 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・医療技術の進歩に伴い、人口呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児 (医療的ケア児) が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている。
- ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (令和3年法律第81号)」が令和3年6月18日に公布され (令和3年9月18日施行)、保育所等の設置者等は、在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務が規定された。また、地方公共団体においても、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するとされており、保育所等の支援を行う必要がある。

(2) 事業内容

医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう保育所等の体制整備や、安定・継続した医療的ケア児への支援体制の構築のためにかかる費用を市町村に対する補助

○障害児受入促進事業

- ・既存の保育所等において、医療的ケア児を受け入れるために必要な改修や設備の整備 (備品の購入等) を行う事業を行う経費を補助する。
- ・補助基準額 1施設あたり1,029千円

【保育対策総合支援事業費補助金】

<厚生労働省保育対策総合支援事業費補助金 (保育環境改善等事業 障害児受入促進事業) 活用事業>

○医療的ケア児保育支援事業

- ・認定特定行為業務従事者を配置し医療的ケアに従事させることや、医療的ケアを行うために必要な研修受講など医療的ケア児の受入れ体制の整備に係る経費を補助する。
- ・補助基準額
 - ① 看護師等の配置 1施設あたり5,290千円
 - ② 研修の受講支援 1施設あたり 300千円
 - ③ 補助者の配置 1施設あたり2,170千円
 - ④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市町村あたり2,170千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
 - ⑤ ガイドラインの策定 1市町村あたり 560千円
 - ⑥ 検討会の設置 1市町村あたり 360千円

【保育対策総合支援事業費補助金】

<厚生労働省保育対策総合支援事業費補助金（医療的ケア児保育支援事業）活用事業>

(3) 県負担・補助率の考え方

- 障害児受入促進事業 補助率 国1/3、県1/3、市町村1/3
- 医療的ケア児保育支援事業 補助率 国2/3、県1/6、市町村1/6

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|--------|---|
| 補助金 | 86,000 | 医療的ケア児の受入れが可能となるよう保育所等の体制整備の実施及び安定・継続した医療的支援体制の構築を行う市町村に対する補助 |
| 合計 | 86,000 | |

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 岐阜県少子化対策基本計画
- IV地域で子育てを支え合う仕組みづくり
 - 1 子どもの健やかな成長支援
 - (3) 配慮を要する子どもや家庭への支援の充実

(2) 国・他県の状況

- 障害児受入促進事業
 - ・実施県：愛知県、三重県、長野県
- 医療的ケア児保育支援事業
 - ・実施県：（愛知県、三重県、静岡県、石川県、富山県、福井県、長野県）

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 県内保育所等が医療的ケア時に対し、適切な支援を行う体制を整備する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (R3) | R3年度 実績 | R4年度 目標 | R5年度 目標 | 終期目標 (R6) | 達成率 |
|--------------------------------|---------------|------------|------------|------------|--------------|-----|
| ①① 保育所等における医療的ケア児支援を実施している市町村数 | 6 | 6 | 10 | 20 | 42 | 14% |

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

| | |
|-------|---|
| 令和2年度 | <p>・取組内容と成果を記載してください。</p> |
| 令和3年度 | <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p> |
| 令和4年度 | <p style="color: red;">令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p> |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない | |
| (評価) 3 | 医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の受入ができる保育所等の必要性が増加している。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない | |
| (評価) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている | |
| (評価) | |

(今後の課題)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 医療的ケア児のケアの内容が多様化しており、それぞれの状態に応じた支援を行う必要があるが、その対応ができる保育所等は少ない。 |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律により、地方公共団体は国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するため、医療的ケア児の受入ができる保育所等の整備にかかる補助を継続して行っていく。 |
|--|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|----------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課 | |
| 組み合わせる理由 や期待する効果 など | 【〇〇課】 |